

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月12日
【四半期会計期間】	第95期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
【会社名】	株式会社 イチケン
【英訳名】	ICHIKEN Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 博之
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03(5931)5642
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 湯浅 史朗
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03(5931)5642
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 湯浅 史朗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第94期 第1四半期 累計期間	第95期 第1四半期 累計期間	第94期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (百万円)	20,144	20,208	86,513
経常利益 (百万円)	815	654	4,241
四半期(当期)純利益 (百万円)	570	450	2,915
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	4,321	4,327	4,327
発行済株式総数 (千株)	7,268	7,278	7,278
純資産額 (百万円)	19,707	21,733	21,880
総資産額 (百万円)	52,587	53,549	52,717
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	78.80	62.14	402.06
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	78.35	61.87	400.14
1株当たり配当額 (円)	-	-	90.00
自己資本比率 (%)	37.4	40.5	41.5

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

3. 第94期の1株当たり配当額には、創立90周年記念配当10円を含んでいる。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

第2【事業の状況】

(注)「第2 事業の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きの金額で表示しております。

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症による事業への影響については、引き続き感染拡大防止策等に取り組みながら、今後も状況を注視してまいります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令を機に、外出自粛や各自治体からの営業自粛要請により個人消費が急速に減少する等、経済活動は大幅に落ち込み、非常に厳しい状況となりました。また、緊急事態宣言は解除されたものの、感染リスクが残る中で一定の経済活動制限や自粛が続き、先行き不透明な状況が続いております。また世界経済につきましても、貿易摩擦の激化などに加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、急速かつ大幅に悪化しております。

建設業界におきましても、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済活動の抑制から、受注競争の激化に加え、労働力や建設資材の確保などにおける混乱や停滞の波及も懸念され、依然として予断を許さない経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社は受注拡大のため、従前から培ってきたコア事業である「商業施設」建築のノウハウや企画・提案力を生かし、店舗等の新築・内改装工事の建設需要に対して積極的な受注活動を行ってまいりました。またマンション、物流施設等、幅広い民間事業者の建設需要にも取り組んでまいりました。

この結果、当第1四半期累計期間の経営成績につきましては、売上高は202億8百万円（前年同期比0.3%増）となりました。

損益につきましては、売上総利益は増加しましたが、販売費及び一般管理費の増加により、営業利益は6億6千1百万円（前年同期比16.3%減）、経常利益は6億5千4百万円（前年同期比19.8%減）、四半期純利益は4億5千万円（前年同期比21.0%減）となりました。

セグメントの経営成績は、以下のとおりであります。

（建設事業）

受注高は148億9千7百万円（前年同期比24.6%減）となりました。完成工事高は200億5千7百万円（前年同期比0.3%増）、次期への繰越工事高は713億3千万円（前年同期比3.9%増）となりました。そして、セグメント利益は13億2千8百万円（前年同期比8.2%増）となりました。

（不動産事業）

不動産事業売上高は1億5千万円（前年同期比3.6%減）、セグメント損失は2億5百万円（前年同期は2千7百万円のセグメント利益）となりました。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

建設事業及び不動産事業において、重要な研究開発活動は行われておりません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,240,000
計	22,240,000

【発行済株式】

種類	第1四半期 会計期間末現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年8月12日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	7,278,400	7,278,400	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	7,278,400	7,278,400		

(注) 提出日現在発行数には、2020年8月1日以降の新株予約権の行使により発行されたものは含まれていない。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高(千円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日	-	7,278,400	-	4,327,202	-	212,134

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容を確認していないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年3月31日）に基づく株主名簿により記載している。

【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 23,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,229,000	72,290	-
単元未満株式	普通株式 25,500	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	7,278,400	-	-
総株主の議決権	-	72,290	-

- (注) 1. 完全議決権株式(自己株式等)欄は、全て当社保有の自己株式である。
2. 完全議決権株式(その他)欄には、証券保管振替機構名義の株式200株(議決権の数2個)が含まれている。
3. 単元未満株式には、当社保有の自己株式35株が含まれている。

【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社イチケン	東京都港区芝浦 1-1-1	23,900	-	23,900	0.33
計	-	23,900	-	23,900	0.33

(注) 当第1四半期会計期間末の自己株式数は、23,977株である。

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けている。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がないので、四半期連結財務諸表を作成していない。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	12,153	9,415
受取手形・完成工事未収入金	26,320	29,097
電子記録債権	265	167
販売用不動産	2,385	2,381
未成工事支出金	1,517	2,363
その他	506	289
貸倒引当金	5	5
流動資産合計	43,144	43,709
固定資産		
有形固定資産	6,695	6,659
無形固定資産	156	141
投資その他の資産		
その他	2,854	3,175
貸倒引当金	133	136
投資その他の資産合計	2,721	3,038
固定資産合計	9,573	9,839
資産合計	52,717	53,549

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金	19,056	13,629
電子記録債務	-	1,989
短期借入金	2,311	3,152
未払法人税等	760	333
未成工事受入金	1,569	3,628
完成工事補償引当金	343	243
工事損失引当金	119	87
賞与引当金	421	104
その他	625	2,224
流動負債合計	25,206	25,391
固定負債		
長期借入金	3,867	4,524
退職給付引当金	1,391	1,417
その他	372	482
固定負債合計	5,631	6,423
負債合計	30,837	31,815
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,327	4,327
資本剰余金	212	212
利益剰余金	17,097	16,895
自己株式	25	25
株主資本合計	21,611	21,409
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	241	296
評価・換算差額等合計	241	296
新株予約権	27	27
純資産合計	21,880	21,733
負債純資産合計	52,717	53,549

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
売上高	20,144	20,208
売上原価	18,618	18,632
売上総利益	1,525	1,576
販売費及び一般管理費	735	914
営業利益	790	661
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	12	12
還付加算金	13	0
貸倒引当金戻入額	1	-
その他	13	2
営業外収益合計	40	15
営業外費用		
支払利息	12	20
支払手数料	1	1
その他	0	0
営業外費用合計	15	22
経常利益	815	654
税引前四半期純利益	815	654
法人税、住民税及び事業税	390	331
法人税等調整額	145	127
法人税等合計	244	203
四半期純利益	570	450

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

1. 偶発債務

分譲マンション手付金の前金保証に対する連帯保証

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
和田興産(株)	186百万円	216百万円
計	186	216

2. 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を、取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結している。

当第1四半期会計期間末におけるこれらの契約に係る借入未実行残高等は次のとおりである。

なお、貸出コミットメント契約については、以下の財務制限条項が付されている。

事業年度の末日における貸借対照表の自己資本の合計金額を直前の事業年度の末日における貸借対照表の自己資本の合計金額の75%以上に維持すること。

事業年度における損益計算書の経常利益が損失とならないこと。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	12,650百万円	11,250百万円
借入実行残高	1,252	2,100
差引額	11,397	9,150

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	39百万円	55百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	579	80.00	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	652	90.00	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額の内訳 普通配当80.00円 記念配当10.00円

(持分法損益等)

該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期損益 計算書計上額 (注)2
	建設事業	不動産事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	19,987	156	20,144	-	20,144
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	19,987	156	20,144	-	20,144
セグメント利益	1,227	27	1,254	463	790

(注) 1. セグメント利益の調整額 463百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期損益 計算書計上額 (注)2
	建設事業	不動産事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	20,057	150	20,208	-	20,208
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	20,057	150	20,208	-	20,208
セグメント利益又は損失()	1,328	205	1,122	461	661

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 461百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益(円)	78.80	62.14
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	570	450
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	570	450
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,244	7,254
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益(円)	78.35	61.87
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	41	31
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2【その他】

該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月7日

株式会社イチケン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木登樹男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菊地 徹

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イチケンの2020年4月1日から2021年3月31日までの第95期事業年度の第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イチケンの2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適当であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。